トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102 〒 310-0015 梅善ビル 2・3・4 階 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp http://www5c.biglobe.ne.jp/~hiramoto/

- 税理士の独り言・

今年の甲子園も熱くドラマチックな幕切なで、 を明また。 を明またではなり、ではなり、 ではなり、ではなり、ではなのでではなり、 ではなり、ではなり、 ではなり、ではなり、 ではないれば、一瞬の心のりまで、 ではないれば、一瞬の心のりまで、 とがおけれた変えることがありそではいいが試合の運も影響したが、 といます。 といましいまいはでではなっかしい思い出になるはずではなっかしい思い出になるはずです。

悔しい思いを何年も続けた私からの贈る 言葉です。

ーヒント

- 〇マーケティングとは、あなたが扱っている製品を顧客に知らせること、そして顧客にビジネスのドアロに立って もらうようにすること、これに尽きる。
- ○経営者がやるべきことは「現場の仕事をこなすこと」ではなく「会社の未来を作り出すこと」である。

「イン・ザ・ブラック」 アレン・B・ボストラム、広瀬元義著 あさ出版

税務アンテナ

□平成 19 年度税制改正により、取引所の相場のない株式等に係る相続時精算課税の特例が創設されました。この取扱いは平成 19 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までに、60 歳以上の親から取引所の相場のない株式等の贈与を受けた場合に、従来の 2,500 万円の非課税枠に 500 万円上乗せして 3,000 万円まで非課税とする措置です。

ただし、この特例を選択した年の翌年の3月15日から4年を経過する日において、受贈者がその法人の代表者であり、発行済株式の50%超を所有する等の一定の要件を満たしているという確認書を所轄税務署長に提出しなければなりません。

□法人がその使用人に賞与を支給する場合は、原則として支給日の属する事業年度で損金算入されますが、決算賞与など一定要件に該当するものであれば、決算日に未払いであっても未払計上して損金算入することが認められます。

その要件は①決算日までに決算賞与の支給額を各人別にすべての受給者に通知していること②決算日後 1ヶ月以内に通知した者全員に支払っていること③決算で未払計上していることです。

確認印のある支払通知書等で後日証明で きる措置をしておくとよいでしょう。

税務に関するご質問をお受けしております。 お気軽にお問い合わせ下さい。

10日 ○8月分の源泉所得税の納付 30日 ○7月決算法人の確定申告 ○20年1月決算法人の中間申告(予定申告) ○10月、20年1月、4月決算法人の消費税中間申告

(休日につき 10月1日)

30 ∃	○ 9 月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき 9 月 28 日)